⑹　設計条件等　技術提案に際し、設計を実施する場合は、貸与図書の設計条件に基づき実施する。

その際の適用指針を以下に示す。

・土木工事共通仕様書【平成27年度版　国土交通省】
・土木工事特記仕様書【平成28年度版　中部地方整備局】
・海岸保全施設の技術上の基準・同解説【平成16年６月】
・港湾の施設の技術上の基準・同解説【平成19年７月】
・コンクリート標準示方書　設計編・施工編【2012年　土木学会】、規準編【2013年　土木学会】

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に構造形式・工法及び施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型ＡⅡ型）の試行工事である。

なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局　ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。

⑼　本工事は、入札に先立ち、技術提案を行った者に対し、その審査において発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案についての改善を求め、改善の提案を受け付けることができる工事である。

⑽　本工事は、技術提案に基づいた設計・施工提案書及び技術提案書を受け付けたうえで、別冊図面仕様書に基づき実施設計及び実施施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑿　本工事は、応札者の技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格に反映させる工事である。

⒀　本工事は、40歳以下の技術者を主任技術者又は監理技術者にて配置する場合、工事成績において評価する「若手技術者登用・育成工事」の試行工事である。

⒁　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒂　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、実施設計完了後の変更契約後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成13年度以降に元請けとして、次の㋐に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成13年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

㋐　海岸・海洋・港湾の構造物（離岸堤・突堤・桟橋・人工リーフ）の工事

⑹　下記３⑵㋑に示す評価項目に対し提出された技術提案が発注者の設定している最低限の要求要件（入札説明書参照）と同等以上であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

②　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成13年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該工事（実施設計）に配置できること。

１）設計技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

①　技術士（総合技術監理部門―建設、又は、建設部門）

②　博士（工学）（専門分野：海岸・海洋・港湾の構造物（離岸堤・突堤・桟橋・人工リーフ）に関する研究）

③　国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：海岸―業務：調査・計画・設計）

④　ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

⑤　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）